

社會的兒童問題の輪廓

文東京女高師教諭 倉 橋 物 三

一

現在我國に於ては、凡ての事業凡ての施設が猶甚だ不十分であるが、殊に幼稚なのは社會的兒童保護の事業である。古く歴史を遡つて見ると、或は兒童保護の意味に解して然るべき事蹟も相當にあるだらうし又、近く明治三十三年には感化法が出來て、感化の意味に於て不良なる子供の爲に力を用いた事業もあるが、しかし社會的の意味での兒童保護が事實に現れたのは極最近の事で、即ち大正六年に内務省で救護課を置いたのが、此の種の事業を行政組織の一つとして考へた最初である。だから各地方の都市又は府縣が之を其の自治體行政事務の中に入れたのも、自然極新しい事實で、大正七年に大阪で出來たのが一番初めである。尤も其の前にも、此の問題について憂慮した人、それらの人々によつて成された事業もないではないが、何れも特志事業か然らずんば慈善事業であつた。是等は人道的に觀て確に尊敬

すべきであるには相違ないが、偶々斯かる特志家の出現を待つて救護されといふのは、社會生活其のものへ上から觀て甚だ不完全であつて、これはどうしても社會的兒童保護の目的の上に立つて、積極的に經營し計畫して行くことが肝要である。

そこで内務省が其の一部署として救護課を置いたといふことは、從來の特志家任せの狀態から一步を進めたもので、確に結構な事であるには相違なかつたが、兒童保護と云はずして特に救護と云つた所に、なほ舊套を脱しない點があつた。隨つて其の頃から段々と各地方に出來た同種の事業も、何々救護協會とか、救濟事業とか、慈善事業とかの名稱を冠して行はれてゐたのは數の免れない所である。成る程本質から云へば、貧しい不幸の境遇に置かれてる子供等に對する救であるから、それでも可いかは知らぬが、さういふ風な考へ方は今日では適當と思はれない。それで、舊來の個人の人道的感じを基調とするが如き響のある詞を捨て、新しく之を純社會性の詞で呼ぶやうにしたのがこれ亦最近の事である。

斯ういふ風であるから、今日多きを望むのは或は無理であるかも知れぬが、我々此の方面に多少の憂を持つてる者から觀ると、餘りに不満足な點が多いのである。第一には、兒童保護に關する法令が出來てない事がある。外國でも此種の事業の歴史はそれ程古くないが、しかも可なり整備した法令を持つてゐる。それが我國では善惡に拘らず一つもないるのである。だから例へば我々が虐待されてる子供を見

て、児童虐待防止事業の活動によつて之を救はうとしても、進んで積極的に助けてやる事が出来ず、只僅に遠まはしに其の親達に注意をする位の事以外一步も出ることを許されない。そして其の結果は不心得な親がどんなに酷い事をしても、民法上の親權の解釋から、見す見す虐められる子供を手を携いて看過しにするより外はないのである。しかも此種の類例は世間に甚だ多いのであって、貰子いぢめ、雇人虐待と、日々の新聞に出でる數だけでも少いものではない。此の重大な社會問題、人道上から觀ても由々しい問題を法律が黙視してゐるといふ事はない。我國のやうな家族制の國では、親權者其他の懲戒權の甚だ大きいのも止むを得ない事か知れぬが、社會事業の立場から觀ると、それはそれとして何とか適當な保護規定が欲しいのである。

此種の憐れな被虐待児童保護の事業は、曾て原胤昭氏が小規模なものを試みた外、救世軍でも外國の例に基いて始めたが、何れも法令がない爲に本當の仕事が出来ないのである。其の外、又、工場労働問題などについても同じ事が言へるのであって、工場其他に使はれてる児童が、虐待といふ程でなくとも、或は酷使されるとか、待遇上苦痛を與へられてる事實がある場合に、法の根據がないと之をどうする事もできない。我國も今日は國際聯盟の労働協定に加はつてゐるから、聯盟の定めた事は、假令徐々にもせよ、又部分的にもせよ、漸次行はれる事には成つてゐるが、現在の工場法はまだまだ不完全なもので、

婦人小兒についての一般的な根本解釋すら定まつてゐないのである。

比較的規定の出來てゐる筈の工場労働すら其の有様であるから。著しい工場労働以外小規模な個人關係的な意味に於ての労働形式に依るもの、例へば商店又は道路上の兒童労働（賣子）輕業其他の如きものに至つては、尙更之をどうする事も出來ない。尤も是等の兒童に對しても、就學上の關係から持つて行けば義務教育の年限内にある者には相當な保護が出来る筈なのであるが、直接規定のない爲に、悲いかなそれを實際に施すことができないのであつて、我々は常に自分等の接してゐる所の普通に生活し教育されてゐる兒童以外、斯かる不幸な境遇に放置されてゐる兒童の甚だ多いことを思ふ毎に、法の規定の缺如を痛切に感ぜざるを得ないのである。それで數年前から我々は兒童保護法の草案を作つて屢々之を問題にせんとしてゐるが、國全體の傾向が此の問題をシソカリと見詰めて呉れぬのを甚だ遺憾に思ふ。

二

右に述べた如く、兒童虐待防止とか兒童労働とかいふ大きな意味で兒童生活を保障する仕事は、兒童保護法が規定されない以上、根本に於て其の目的を達することが出來ないが、必ずしも法の力に依らずとも出来る保護事業は、非常な勢で進まんとする傾向にあるのを見受ける。直接兒童の幸福を増進する方法として現在内務省で行つてゐる保護事業の分類を見ると、約十數種ある、以下その概況を擧げて、

其の缺陷、並に將來の希望に言及したいと思ふ。

(一) 妊婦保護　児童保護の上から觀て此の施設は最も大切な事業である。今日我國では生後一年間に於ける乳幼兒の死亡率が甚だ多いが、それと關聯して、知能の上に缺陷のある児童、品性上に缺陷を持つてゐる児童の少くないことを考へ、更にそれ等の因つて来る所を考へると、悉く出産の問題に關係していることを認めざるを得ない。即ち児童保護の問題は先づ妊婦保護の問題から出發せねばならぬのである。由來我國では妊婦の養生といふことを精神的に極めて重視する風があつて、殆どそれが國風を成してゐるのであるが、しかも科學的實際的の問題としては、驚くべくそれが粗末に取扱はれてゐるのである。尤もそれは教養のある家庭に於ての事ではないが、多くの或種の人々に於て見る出產は實に論外の狀態である。第一に、出產についての適當な科學的知識を一切缺いてゐる。だから凡てが非科學的で、妊婦の生活狀態からして適當な設備の上に置かれてゐない。そこで之を社會的に世話する必要が起るのである。所謂る產院の設備が即ちそれであるが、しかも大正十四年度の統計では、此の頗る必要な設備が全國に僅十八しかない。そして此の設備の最も多く在るのは東京で、内容は別として社會的意味に於て最も働いてゐるのは大阪である。其他の小都市、農村等には斯かる施設は殆ど存在しない。近來巡回助產婦の制度が行はれて僅に其の缺陷を補うてゐるがまだ本當に徹底しない。將來は此の方面に大に力

を注ぐ必要があらうと思ふ。

(二) 乳兒及幼兒保護 次は生れた子供を適當に世話をする仕事である。これは勿論人間生活の理想としては純然たる家庭の仕事であつて、之を社會の手に移すのは甚だ遺憾であるが、現代に於ける家庭の缺陷からして、理想通り正當な成長の機會を與へられぬ兒童の爲には、どうしても其の必要がある。所謂哺育事業がそれである。現在其の意味での哺育所は全國に百六十あるが、これは事業の性質から見て寧ろ少數である。最近新に幼稚園令が制定され、將來は社會的意味の哺育事業の觀念をも加味したものとして、乳兒期に屬する者を收容しても構はぬといふ所まで幼稚園を擴張することになつたが、斯く哺育事業の必要が大に認められて來たにも拘らず、其の數が現在尙極めて少く、しかも其の保護の施設方法が甚だ不十分で、生活衛生の上の注意を要することの最も多い乳兒保護の事業が、粗末なる素人任せの狀態に放置されてゐるのは痛歎すべき事である。

(三) 修學兒童保護 この問題は現在の處専ら小學校に任されてゐるが、色々の意味に於て社會的に修學兒童を保護する必要がある。特に或る方面に對しては進んで栄養方面の世話までもしてやる必要がある。此の事は地震後、榮養研究所又は東京市などで試驗的に行つたやうであるが、まだ社會的經營の中に位置を占めてゐない。しかし將來は此方面に根本的に解決されねばならぬ問題が多々あるのであつ

て、これが本當に解決されば、國民保健の上に根本的の力を與へ、教育の内容を充實することが著しからう。

(四) 貧兒教育 これは今日の傾向では最早特殊な項目で取扱はるべきものではないといふことに段々成つて來てゐる。貧は大きな社會問題であるが、教育の前には貧兒なるが故に特別の取扱を受ける必要はないであらうといふので、今まで在つた差別的教育は漸次に廢されんとしてゐる。

(五) 戶外學校 これは都市生活兒童の種々の外生活から生ずる缺陷を補ふ爲の特設學校で、殊に腺病質などの羸弱兒童を收容するのを目的とする。これは教育の意味から文化的に益々發達すべき性質のものであるが、我國には組織的なものが僅に一つだけしかない。近來關西では或る學校が分教場組織で之を試みてゐる。夏季のみの特別戶外教育は、林間學校とか臨海教授とかの名の下に盛に行はれてゐるが、英國などの例に比べて見ると實に恥づかしい狀態である。

(六) 育兒事業 これは家庭に代つて兒童の生活を助けてやる事である。つまり親の代りをする一般的な仕事で、從來は孤兒院の名で行はれた。此の事業の必要なことは勿論であるが、殊に今日の事情に於ては私生兒の問題に對しても非常な關係を持つて來る。これは最も厄介な或は見方に依れば最も深刻な問題である。道徳的に觀れば、私生兒などは問題でないかも知れぬが、私生兒も我々と同じ國土に生を

享けた子供であるとして見ると、彼等が餘りに不合理な取扱を受けてゐるのを黙視することは出来ない。それに又、假令家が貧しくとも、普通の場合即ち結婚者間に生れた子供の場合には、親が其の子の生育を投げやりにせぬが、私生兒の場合には親々之を育てることを耻ぢ、社會も普通之に對して好意を持たぬ關係から、人道上の色々な問題が起つて来る。此頃頻出する棄兒の如きは、過半まで之に原因してゐる。これで斯ういふものを將來風教の改善に依つて根絶すべく最善の努力をするのも誠に結構な事であるが、現前の事實として觀ると、之を其儘にして置くことは出來ない。育児事業の必要はこのにある。

(七) 感化事業 これは前にも述べた如く、我國でも比較的早く起つた事業で、つまり不良兒の感化を目的とするものである。廣義に於て不良兒とは、1、犯罪者（外形的に於ての）2、罪を犯す迄には至らないが不良的傾向あるもの、3、一定の家庭生活を繼續しない浮浪兒の約三種に屬するもので、是等は社會から觀ても困り者であると共に、其親達に於ても持て餘してゐる兒童であるから、それに對する處置は必要に應じて可なり早くから講ぜられてゐる。しかし根本觀念に於ては明治年間のそれと今日のとは非常な相違で、事業の性質は全然別種の觀がある。從來のものも等しく感化の名を冠してゐるが刑罰的の性質を多分に含んでゐる。即ち刑の執行の意味に於て浮浪兒を監禁的に取締つたのである。尤も

一旦收容されて了へば、教育擔當者は云ふまでもなく純然たる教育的の立場から感化本位の教育を與へはするが、それは方法の問題で、社會の之に對する見方は何處までも刑罰的監禁的であつた。所が段々其種の取扱の誤つてゐる事が分つて、純教育的の意味に於ける種々の研究を積み、斯くして出來上つたのが現行の少年法であり、少年審判所の事業である。尤も不良兒は何れも社會的危險性のある者であるから、今日と雖も之を普通兒と同様に取扱はないのは勿論の事で、法規の上から見ると、民法的といふよりも矢張刑法的であるには相違ないが、しかし決して刑罰的監禁的ではない。これは不良兒と銘を打たれる兒童がるる限りは、是非ともなくてはならぬ施設であつて、本來から云へば少年審判所の事業は保護司の活動を中心とする特殊社會事業なのであるが、我國ではこれが司法省の仕事に屬してゐる爲め、裁判所や警察の仕事と餘り區別して考へられてゐないのは甚だ遺憾である。米國邊にある少年審判所の事業は殆ど完全に近い域に達して、保護司の非常な活動を見てゐる。即ち親が感化教育の機會を缺く時に適當な人格を持つた人が社會から任命されて、其人が親に代つて研究的且つ積極的に周到な注意を以て監督を加へるのが、此の事業本來の趣旨である、將來は我國でも此の趣旨の下に段々事業が行はれて行く事と思ふ。しかしあの手を以てしては如何ともする事の出來ない者は別問題で、それ等は全然特別な感化院の事業に移す外はないのである。

(八) 病児保護　これは今迄に述べ來つた各種のものに比べると、社會的意味に於て稍切迫してゐない感じがあるが、要するに乳幼兒期を過ぎても尙何かの疾病に罹つてゐて、親達も適當な世話をし續けることが出來ぬため棄置かれてゐる兒童を保護せんとする事業で、社會的見地からすれば其の必要の度は決して他に劣らないものである。現在我國では僅に一箇所だけ始められてゐるに過ぎない。

(九) 低能児白痴保護　これは特殊教育に屬するから教育論に入るが、其の必要であるのは勿論の事で、殊に國民の優良種族増加を圖る上に非常な關係がある。一人の低能児、一人の白痴児でもあれば、それから生れる子孫の問題は輕視すべきではない。しかも此種の施設は全國を通じて僅に三つしかない。

(十) 盲聾教育、吃音矯正　これは普通の教育の中に入るべきものであるが、此の分類からは除いた方がよいかも知れぬ。近頃の教育は、目が見えぬとか、耳が聞こえぬとかいふ事を以て特殊扱ひをしない傾向にある。

(十一) 子守教育　これは兒童其のものには直接の關係はないが、實際問題として兒童生活に重要な關係を持つてゐる。本當の事を云へば、子守といふやうなものは、出來得べくんば無くなつた方がいいのであつて、さうなれば、此の問題も自然的に解決されるのであるが、習慣上まだ力を持つてゐる限は適當な教育を施す必要がある。現在の所では全國にこれが十ばかりある。無論米國あたりには存在せぬ施

設であるが、稍似たものを求めるとすれば一種の社會運動として行はれてゐるビッグ・シスタースの教育が、ちやうど之に當るであらう。

(十二)児童相談所 最後に最も新しい問題は相談所である。これは非常に必要なもので、児童の健康を適當にする上からも、児童生活の科學的總顧問といふ上からも缺くべからざるものである。以上に述べた十餘個の保護事業は根本の目標からいへば、寧ろ社會にさういふ事業の必要がなくなる事こそ望ましいのであつて、例へば私生兒保護事業の如きも、私生兒の無くなる事を標的としてゐる。つまり理想は、直接に社會が子供の世話をせぬ事にあるのであるが、當面の必要から止むを得ずやつてゐるのである。しかしこゝに言ふ所の相談所の事業ばかりは、諸他の保護事業と全く選を異にしてゐるのであつて、或る程度迄の理想的社會になつても、科學的標準は文化と共に進むものであるから、一般人の爲の良き指導機關は、永久に必要であらう。殊に今日の如き育兒思想、育兒知識の程度にある社會では、相談所は是非なくてならぬ機關である。今日我國では此の相談所が盛に増設されて殆ど算へされぬ狀態にあるのは喜ばしいが、只遺憾なのは、相談所の當務者にも、相談所に赴く者にも、双方に了解が缺けてゐる事で、當務者は官僚的に専門家然と威容を作る事にばかり熱心で自ら社會に近く接觸して行かうとする親切氣が乏しく、之が利用者も亦子供が病氣になつてから初めて相談に行くといふやうな状態である

のは困つたことであると思ふ。

三

斯く列舉し來ると、以上十餘の事業は何れも必要なものばかりであるのに、それが我國では數に於ても不十分であるのみか、内容に於ては一層不満足な點が多いのは頗る遺憾な事であるが、其上に尙、全體を總括して最も大きな缺陷は兒童研究機關の無いことである。

發生心理學的の立場から別として、第一に各種の保護を要する兒童を社會的に取扱ふ場合に、それその兒童の特殊性を發見する爲の實用上の研究機關すら、まだ我國には一つもない。米國では、心理學者、醫學者、社會學者に依つて三方面から一人の子供について綿密に調査する機關がシカゴにあるし、ボストンには科學的療養所があつて、それ等の所では、或る兒童を社會的に世話をしようとするに當つては、只漠然と可哀想だからとか、目前の事情とかいふやうなことを問題とせず、體質、家庭の歴史、境遇、心理的の傾向等を判然と豫め診斷して、然る後に其兒童を取扱ふべきや否やを決定する。即ち科學的身心を基礎に置いて決定するのである。我國の兒童保護事業も正に此の傾向を探るべきであつて、それが出來ねば見當違ひになる。私は將來兒童保護事業の理想に速に到達することを希ふと共に、先づ第一に研究機關の發達せんことを望んで止まないものである。（完）